

# 増える空き家…

# 減る人口…

# 今こそ対策を！

## 空き家の活用と移住定住の促進

## 只見町「空き家バンク制度」開始

近年、全国の農村部において、少子高齢化及び後継者不足などによる空き家や耕作放棄地の増加に加え、集落のコミュニティ機能維持が困難になるなど、いわゆる限界集落化が深刻となっており、只見町も同様の問題を抱えております。

それらの問題の解決策として町では、空き家の有効利用をとおして、農山村機能の維持、移住定住を促進しようとして明和振興センターを中心に「空き家バンク」を制度化しました。この度、3月16日に只見町と(社)福島県宅地建物取引業協会との間で協定が結ばれ、空き家バンクの利用が開始となりました。利用開始時の物件登録数は4件ですが、今後各振興センターからの情報収集により登録数が増える見込みです。今回は、この「空き家バンク制度」についてご紹介します。

### ―只見町空き家

**バンク制度とは**  
町内に所在する空き家情報を発信することで、空き家の流通促進、町内在住者の居住支援の充実、町外からの移住定住を促進し、地域の活性化を図ることを目的としています。

具体的には、町内の空き家のうち、賃貸又は売買を希望する所有者から物件情報を収集し、空き家バンクに登録するとともに、町のホームページ

―に掲載することにより、空き家情報を利用希望者に提供します。

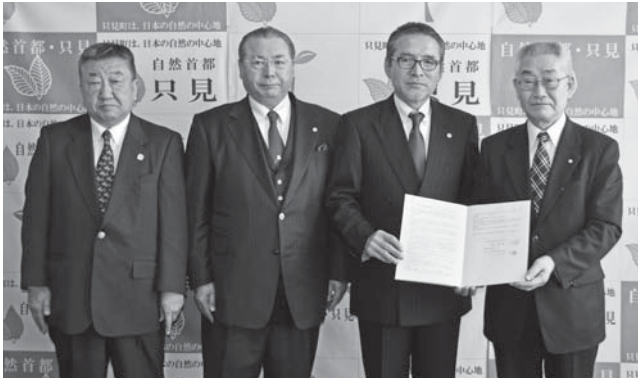
空き家の売買及び賃貸などの契約交渉は、当事者同士で直接行うか、若しくは、町と協定を結んだ(社)福島県宅地建物取引業協会を媒介して行います。

### ―空き家バンクへの

#### 物件登録方法―

町内で現に空き家となっている(今後空き家となる予定

も含む)建物を所有し、その物件を売買又は賃貸を希望される方は、空き家バンクへ登録することができます。物件登録の際に、契約交渉を当事者間で直接行うか、町が協定を結んだ福島県宅地建物取引業協会を媒介業者として依頼するか選択をします(町は媒介をいたしません)。なお、福島県宅建協会を選択された場合は、媒介に係る費用負担が発生しますが、安心して手続きを依頼することが



▲3月16日、空き家バンク媒介に関する協定を結んだ只見町と福島県宅地建物取引業協会



▲町HPで掲載している空き家バンク

## ～ 空き家バンクの流れ ～

### 《貸したい・売りたい方の流れ》

#### ①空き家バンク登録の申込

- ・空き家バンク登録には申込が必要です。申込様式を町HP又は物件所在の属する各振興センターから受取り、同センターへ提出します。



#### ②空き家の現地調査及び確認作業

- ・「空き家バンク登録台帳」へ登録する為に、担当者で現地調査・確認作業を行います。
- ・契約交渉の方法を選択します。  
(直接利用者と交渉を行う方法又は、県宅建協会へ依頼する方法から選択)
- ・台帳登録後に町HPで募集開始となります。



#### ③交渉・契約

- ・空き家を利用したい方が見つかった場合、条件の交渉・契約の手続きを行います。
- ・契約後は、同センターへ報告し完了となります。

### 《借りたい・買いたい方の流れ》

#### ①利用希望の登録

- ・町HP掲載の空き家バンクを閲覧し、気になる物件の見学や資料請求などを行いたい場合は、利用希望者登録に関する申込書類を物件所在の属する各振興センターへ提出します。



#### ②物件見学

- ・実際に空き家の見学を行います。



#### ③交渉・契約

- ・希望の物件があった場合、利用申込書と関係書類を同センターへ提出します。書類提出後、所有者が選択した、直接型又は県宅建協会との間接型により交渉・契約を行います。
- ・契約後は、同センターへ報告し完了となります。

## — 明和振興センター「空き家活用促進」担当者よりメッセージ —

空き家バンク制度により、他所からの移住・定住促進のみならず、町内在住者の居住支援や、空き家の増加抑制が期待できます。今はまだ登録物件は4件のみですがこれを見て登録を検討していただければ幸いです。空き家を登録したい、バンクを利用したいなど、ぜひ明和振興センターまでご相談ください。



地域おこし協力隊  
大竹 康平

### — 空き家バンクの利用方法 —

空き家情報は町のホームページに掲載していますので、インターネットを利用して物件を閲覧することができます。インターネット環境がない方は、「利用希望者登録」をすることで、郵送などによる情報の提供が可能となり、さらに物件見学などの便宜が図られます。

希望する物件が見つかった場合は、交渉の申込を行い、只見町の自然環境、生活文化などを尊重し、地域との協力関係に努めるなどを記載した「誓約書」を提出することで、交渉・契約などを行うことができます。(町は情報の紹介や必要な連絡調整を行い、媒介行為は行いません。)なお、詳細については左記までお問合せ下さい。

### — お問合せ先 —

明和振興センター  
☎0241(86)2111